

秋田県後期高齢者医療広域連合  
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



平成31年4月

秋田県後期高齢者医療広域連合

## ■目次

1. 背景 .....	1
2. 基本的事項 .....	1～2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況 .....	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標 .....	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組 .....	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 計画の推進と進捗状況の公表 .....	6
(1) 職員に対する啓発	
(2) 実施状況の点検・公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

秋田県後期高齢者医療広域連合においても、電気使用量の削減や環境に配慮した製品等の購入を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 基本的事項

### （1）目的

秋田県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「秋田県後期高齢者医療広域連合実行計画（事務事業編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、秋田県後期高齢者医療広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### （2）対象とする範囲

秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編の対象範囲は、秋田県後期高齢者医療広域連合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の全部を占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします。

(4) 計画期間

2019年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2023年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度									
	2008 ～ 2013	2013	2013 ～ 2018	2019	2020	2021	2022	2023	…	2030
期間中の事項	第1次 計画	基準 年度	第2次 計画	計画 開始				計画 見直	…	目標 年度
計 画 期 間	5年間		5年間	→						

図1 計画期間のイメージ

(5) 関連計画との位置付け

秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、秋田県後期高齢者医療広域連合第1次・第2次地球温暖化対策計画結果を関連づけて策定します。

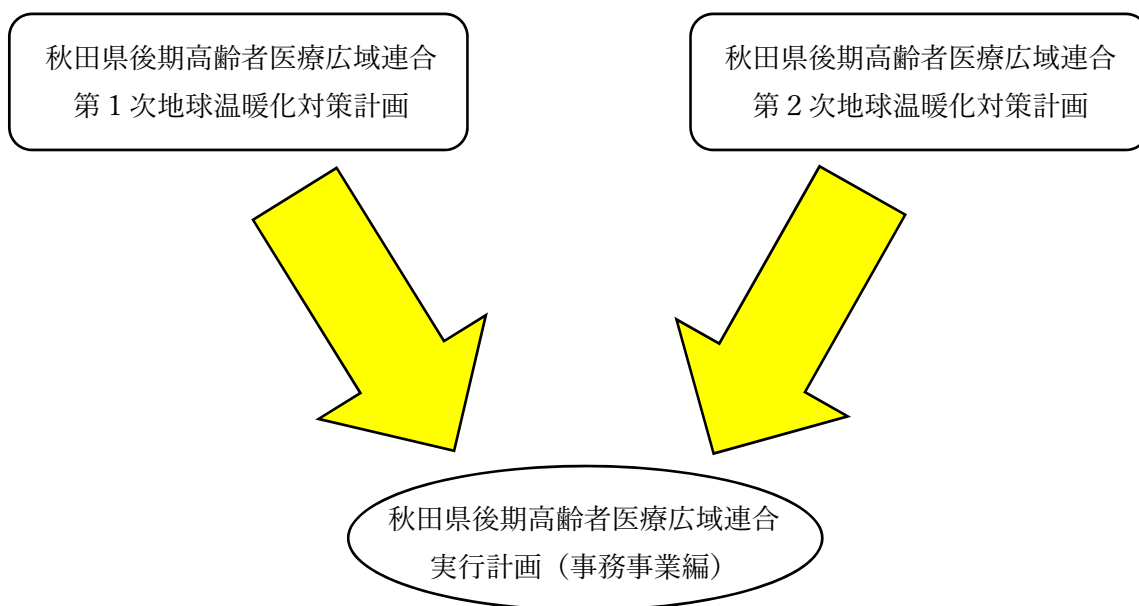


図2 秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

秋田県後期高齢者医療広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2018年度において電気使用量20,501kWhで、二酸化炭素排出量12.30t-CO<sub>2</sub>となっています。また、「温室効果ガス排出」のエネルギー種別では、電気が全部を占めています。

#### 温室効果ガス総排出量



図3 秋田県後期高齢者医療広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

※1 二酸化炭素排出量は、電気使用量 (kWh) × 排出係数 (t-CO<sub>2</sub>/kWh) で算定されます。

※2 排出係数は毎年公表され変化するものですが、取組を正に評価するため2012年度までは「第1次地球温暖化対策計画」策定時に使用した排出係数0.000473t-CO<sub>2</sub>/kWhを使用し、2013年度から2018年度までは「第2次地球温暖化対策計画」策定時に使用した排出係数0.000600t-CO<sub>2</sub>/kWhを使用して算定しています。

#### (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

秋田県後期高齢者医療広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

##### ① 増加要因

- ・後期高齢者医療制度改正（法改正・保険料率改正等）に伴う時間外勤務の増加
- ・記録的猛暑や寒波に伴うエネルギー消費量の増加 など

##### ② 減少要因

- ・事務室内照明のLED化
- ・職員一人ひとりの心がけによる節電の徹底
- ・クールビズやウォームビズによる空調機器の適切な使用 など

#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

秋田県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策計画（第1次・第2次）を踏まえて、秋田県後期高齢者医療広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

国は2030年度までに2013年度の排出量と比較して、26%の削減を掲げており、秋田県後期高齢者医療広域連合においても、国同様の26%削減することを目標とします。

秋田県後期高齢者医療広域連合における2013年度の温室効果ガス排出量は13.11t-CO<sub>2</sub>であり、国と同様に26%削減を目標とした場合、2030年度における温室効果ガス排出量は9.70t-CO<sub>2</sub>となります。

2018年度における温室効果ガス排出量は12.30t-CO<sub>2</sub>（排出係数0.000600t-CO<sub>2</sub>/kWh）ですが、本計画策定時は、直近の排出係数（0.000523t-CO<sub>2</sub>/kWh 2018年12月公表）により算定した温室効果ガス排出量（10.72t-CO<sub>2</sub>）を基準とします。

これにより2019年度から2030年度の削減率はおよそ10%となるため、対前年度1%削減を目安とし、2019年度から本計画の見直年度となる2023年度までの削減目標を5%と定め、次項に記載する具体的な取組により温室効果ガスの削減に努めます。

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	13.11t-CO <sub>2</sub>	9.70t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	26%

表1 温室効果ガスの削減目標

### 温室効果ガスの削減目標

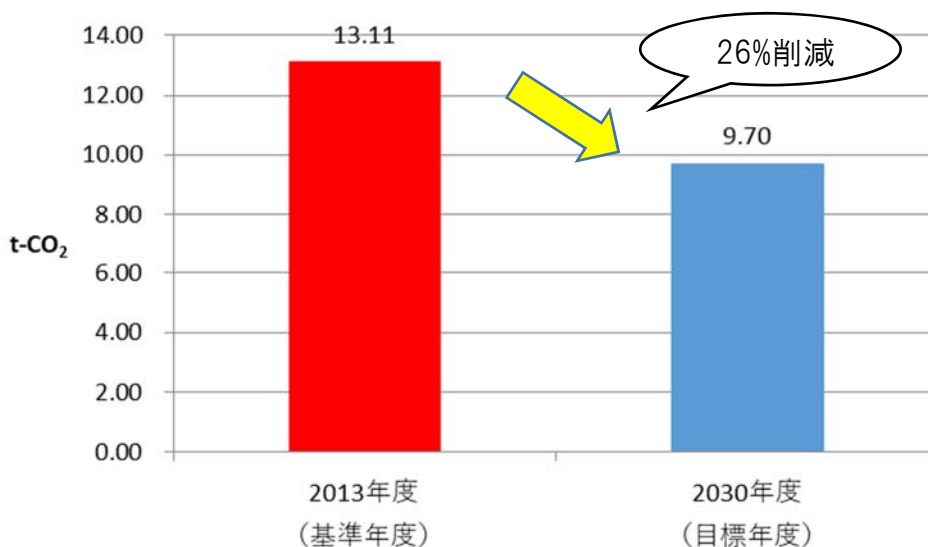


図4 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

秋田県後期高齢者医療広域連合は、秋田県市町村会館内に事務所を構えているため、秋田県市町村会館管理組合と協力しながら、温室効果ガスの排出要因である電気使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

職員1人1人が地球環境を保護しなければいけないことを認識し、昼休みの消灯、時間外業務の削減等、直接的に温室効果ガス排出を削減する取組を職員が一丸となって実践していきます。

また、秋田県市町村会館を利用する立場として、水の節減やゴミ排出量の削減等、秋田県市町村会館管理組合の地球温暖化対策実行計画の取組に協力し、省エネ活動などを積極的に実践していきます。

## 【1】省エネルギー・省資源活動の推進

### ①電気使用量の削減

- ・昼休み中の照明は、支障のない範囲内で消灯します。
- ・夜間の時間外勤務時の照明は、必要最小限の点灯とします。
- ・毎週水曜日はノー残業デーを徹底します。
- ・事務室の冷暖房温度を夏は概ね28℃、冬は概ね20℃とします。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制します。
- ・館内の移動は、なるべく階段を利用し、エレベーターの利用を極力控えます。
- ・退館時は、OA機器の電源OFFを確認します。

### ②水使用量の削減

- ・水の出しっ放しをせず、節水に努めます。

### ③用紙類の使用量削減

- ・コピー機使用後はリセットボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・両面コピー、縮小コピーに努めます。
- ・不要紙やミスコピー紙の裏面を利用します。

### ④ごみの減量

- ・物品の購入にあたっては、簡易に包装されたものを選択します。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。

## 【2】環境に配慮した製品等の購入・使用

### ①グリーン購入法の推進

- ・消耗品の購入等にあたっては、可能な限りグリーン購入法適合製品を選択します。

### ②OA機器に係る消耗品等

- ・コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底します。

## 6. 計画の推進と進捗状況の公表

### (1) 職員に対する啓発

総務課において、庁内掲示板（デスクネッツ）により、各月の電気使用量を職員に周知します。

また、職員に対して地球温暖化防止のために必要な情報を随時提供することとします。

### (2) 実施状況の点検・公表

秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

秋田県後期高齢者医療広域連合事務事業編の進捗状況は、広域連合ホームページで毎年1回公表します。



## 秋田県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）進捗状況について

下記のとおり、広域連合の電気使用量及び温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を公表します。

	電気使用量（kWh）			二酸化炭素（t-CO <sub>2</sub> ）		
	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
2013年度 （基準年度）	－	21,848	－	－	13.11	－
2018年度 （計画前年度）	－	20,501	－	－	10.72	－
2019年度 （計画初年度）	20,313			10.62		
2020年度	20,130			10.53		
2021年度	19,949			10.43		
2022年度	19,769			10.34		
2023年度	19,591			10.25		
2030年度 （計画最終年度）	18,550			9.70		

- ※1 二酸化炭素排出量は、電気使用量（kWh）×排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kWh）で算定されます。
- ※2 2013年度（基準年度）の排出係数は0.000600t-CO<sub>2</sub>/kWhを使用して算定しています。
- ※3 2018年度（計画前年度）の排出係数は0.000523t-CO<sub>2</sub>/kWhに置き換えて算定しています。
- ※4 排出係数は毎年公表され変化しますが、取組を正當に評価するため2019年度以降は直近の排出係数（0.000523t-CO<sub>2</sub>/kWh 2018年12月公表）を使用します。